

三菱電機グループ贈賄防止ポリシー前文

三菱電機グループでは、国内外公務員などへの対応について、これまで、「倫理・遵法行動規範」において、「不適切な支払の禁止に関する規範」を設け、当社グループ各社及びその役員・従業員による贈賄行為を厳格に禁止するとともに、従業員教育、自己点検や内部監査などにより、贈賄防止の対策を講じて参りましたが、世界的に贈賄規制が強化されている現状を踏まえ、グローバルレベルでの事業拡大に対応すべく、贈賄防止施策の更なる強化に取り組んでおります。

当社グループは、グループ各社及びその役員・従業員による贈賄行為を行わないこと、贈賄行為によらなければ達成できないような利益を追求しないこと、不正な要求に対して断固として拒絶することを、改めて内外に示すべく、「三菱電機グループ 贈賄防止ポリシー」を制定しております。このポリシーに基づき、当社グループ各社は、恒常に贈賄防止を図るため、必要かつ適切な社内規則を整備するとともに、教育や監査についても更なる充実を図っております。このような贈賄防止に向けた取組みは、当社グループによる取組みだけで成果を得られるものではなく、当社グループの事業に関係するすべてのビジネスパートナーの皆様のご協力が欠かせません。ビジネスパートナーの皆様におかれましては、本ポリシーの趣旨についてご理解をいただき、今後ともご協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

2021年7月28日

三菱電機株式会社

執行役社長

添 間 哲

三菱電機グループ 贈賄防止ポリシー

この三菱電機グループ贈賄防止ポリシー（以下、「本ポリシー」という）は、当社グループ各社及びその役員・従業員による国内外の公務員又はこれに準じる立場の者（以下、「公務員等」という）並びに民間人及び民間企業に対する贈賄行為を防止し、以って国内外の贈賄防止関連法令の遵守及び当社グループの適正な事業活動の遂行を図ることを目的として定めます。

1. 法令の遵守

当社グループ各社及びその役員・従業員は、当社グループ各社に適用される全ての贈賄防止関連法令を遵守します。

2. 贈賄行為の禁止

当社グループ各社及びその役員・従業員は、事業を行うすべての国・地域において、贈賄行為を行いません。また、贈賄行為によらなければ達成できないような利益を一切追及いたしません。

万が一、公務員等又は民間人若しくは民間企業から贈賄行為の要求又はそのおそれのある行為の要求を受けた場合、当社グループ各社及びその役員・従業員は、これを毅然と拒絶します。

なお、本ポリシーにおいて、「贈賄行為」とは、相手方が公務員等であるか民間人又は民間企業であるかを問わず、取引その他の不当な利益を取得し又は維持するために、その職務に関する行為をさせ又はさせないことを目的として、直接又は間接に、贈答・接待及びその他の便益（有形・無形を問わず、また、経費の負担、寄付・助成及びファシリテーション・ペイメント^(*)1)を含みます）の提供又はそれらの提供の約束もしくは申し込みを行うことをいいます。

3. ファシリテーション・ペイメントの禁止

当社グループ各社及びその役員・従業員は、事業を行うすべての国・地域において、金額及び目的にかかわらず、ファシリテーション・ペイメントを行いません。ただし、生命、身体に危害が及ぶおそれがある場合は除きます。

4. 第三者への贈賄行為につながる支払いの禁止

当社グループ及びその役員・従業員は、代理店やコンサルタント等の第三者に対する支払いが、公務員等又は民間人若しくは民間企業への、贈賄行為に向けた働きかけのために利用され、又は、その疑いがある場合には、そのような支払いを行いません。

5. 記録の保管

当社グループ各社は、あらゆる取引、支出及び資産の処分に関して、社内規則・手続きに基づいた適正な会計処理と記録を行い、その記録を適正に保管します。

6. 監査、内部通報等

当社グループ各社は、内部監査制度、内部通報制度などの適切な制度及び手続の運用を通じて、贈賄行為又はそのおそれを早期に発見することに努めます。また、そのような行為を発見した場合には、適切に調査し、状況に応じて関係当局へ連絡するなど、自らこれを是正します。

7. グループ会社における取組み

当社グループ各社は、本ポリシーに基づき、各社及びその役員・従業員による贈賄行為を防止するためには必要かつ適切な社内の規則、制度及び手続を制定し、常に各国・地域の贈賄防止関連法令等を遵守します。また、当社グループ各社は、役員・従業員による関連法令及び社内規則の理解と遵守のため、定期的なコンプライアンス教育を実施するとともに、必要かつ適切な措置を講じます。

制定：2017年4月1日
最新改正：2023年6月30日

^(*)1) ライセンスや営業許可の発行、査証等の申請手続、通関手続、電話や電気、水道サービスの提供、貨物の積み下ろし等の行政サービスの円滑化のための公務員等への支払い（法令等に基づき公式に定められた支払いを除く）